

(第5-3号表)免許法別表第4により高等学校教諭普通免許状を授与する場合

種別 根拠規定 科目		専修免許状			一種免許状	
		別表第4	※表備4	※昭29改附16	別表第4	※昭29改附16
<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>	※免規5のとおりに修得	20	-	5	20	5
<u>各教科の指導法に関する科目</u>	受けようとする免許状の教科の指導法	4	-	1	4	1
<u>大学が独自に設定する科目</u>		☆24	☆24	☆24	-	-
合計		48	24	30	24	6

注1 ※「表備4」は、免許法別表第4備考第4号を示す。

2 ※「昭29改附16」は、昭和29年改正法附則第16項を示す。

3 ※「免規5」は、免許法施行規則第5条を示す。

4 ☆の単位については、基礎免許状取得の際使用した教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位をもって充てることができる。